| 証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号)

(法第二条第二項第三号に規定する契約のうちから除くものとして政令で定めるもの等) 第一条の三の二 法第二条第二項第三号に規定する契約のうちから除 (新設)第一条の三の二 法第二条第二項第三号に規定する契約のうちから除 (新設)のを除く。)のうち、次に掲げる事業の規制に関する法律第二十九年法律第八十九号)第二条第二項第三号に掲げる商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類定する組合契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類けるものとして政令で定めるものは、次に掲げる商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約とする。 「民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約とする。 「民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約とする。 「人文は数子の他の財産のみをもつて出資の目的とするものであること。」 「人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。	改正案
設)	現
	行

十号)第三条第一項各号(第十二号を除く。)に掲げる事業の八 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九

全部又は一部を営むことを約するものであること。

掲げる要件に該当するもの第二項第一号の契約に該当するものを除く。)のうち、前号八に多田名組合契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条の法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定す

(勧誘の相手方が多数である場合)

第一条の四 (略)

2

(略)

勧誘の相手方が多数である場合)

2 (略)

第一条の四

(略)

る。 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券(3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券(3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券(3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券(3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券(3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券(

略

(特別の関係)

いて同じ。)を保有しているとみなされる者の次の各号に掲げる区二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下この項にお二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下この項にお第十五条の二 法第二十八条の四第四項第二号に規定する政令で定め は

- | 当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。
- 権をその者と共同で行使することを合意している者(第三項にイ 当該対象議決権をその者と共同で保有し、又は当該対象議決象議決権を保有している者 次に掲げる者との関係
- ロ その配偶者

おいて「共同保有者」という。

- ハーその被支配会社
- 二 その支配株主等
- ホ その支配株主等の他の被支配会社

前号に掲げる者以外の者

前号イ又は口に掲げる者との関係

主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同項の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権のの場合であり、支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権のという。この場合において、支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の

(特別の関係)

る特別の関係は、次に掲げる関係とする。 第十五条の二 法第二十八条の四第四項第二号に規定する政令で定め

- て「共同保有者」という。)の関係会社の対象議決権を行使することを合意している者(次項におい対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を保有し、又は、共同で会社の対象議決権(法第二十八条の四第二項に規定する
- 夫婦の関係
-)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)とを保有している者(以下この条において「支配株主等」という。 会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権
- の関係

兀

被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

- それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の
- 会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を
- 、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、、 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総

配株主等を当該他の会社の支配株主等と、それぞれみなす。場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支

- 適用する。

 適用する。

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

るものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。第十七条の二 法第六十五条第二項第一号に規定する短期社債に類す

て内閣府令で定めるもの

証券の性質を有するもののうち、発行日から償還日までの期間が一げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第八号に掲げる有価2 法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第九号に掲

の規定を適用する。

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

2 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次にる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。のは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げ第十七条の二 法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるも

- 社債等の振替に関する法律に規定する短期社債に係るもの

掲げるものとする。

- | 保険業法に規定する短期社債に係るもの
- 三 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとし

年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規 府令で定めるものとする。 の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣 定する短期社債若しくは前項第一号若しくは法第二条第一項第三号

3 期間が一年未満のものとする。 げる有価証券のうち政令で定めるものは、 法第六十五条第二項第一号に規定する第二条第一項第十一号に掲 発行日から償還日までの

(削る)

て内閣府令で定めるもの

3 二号に掲げる権利とする。 項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第 くは第二号又は同条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、 有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、 前項第一 一号若し

(法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの)

第十七条の三 のは、銀行、協同組織金融機関、信託会社又は第一条の九各号に掲 法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるも

げる金融機関が行う次に掲げる行為とする。

行為 募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる 法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき

- 当該有価証券の買付け
- 当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理 次に掲げる取引の委託の媒介、 取次ぎ又は代理
- (2)|(1)| 取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け
- 外国有価証券市場における当該有価証券の売付け
- 資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託を る証券投資信託及びこれに類する外国投資信託(投資信託及び投 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げ

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三 有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第 ションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。 |条第一項第十号の二に掲げる有価証券 (当該有価証券に係るオプ 法第六十五条第二項第四号イに規定する政令で定める

(多数の者を相手方として行う場合)

|〜三 (略)

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定め る場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号口 に掲げる取引を行う場合とする。

> いう。 三条の二第一号において同じ。 第二 一十七条の四第一号、 第三十二条の二第二号及び第三十)の受益証券につき次に掲げる行

次に掲げる取引の委託の媒介、 取次ぎ又は代理

取引所有価証券市場における当該受益証券の買付け

外国有価証券市場における当該受益証券の買付け

П イに掲げる行為を行つた場合における次に掲げる取引の委託

取次ぎ又は代理

(2)|(1)| の 媒 外 取 介 国 引 取引所有価証券市場における当該受益証券の売付け

外国有価証券市場における当該受益証券の売付け

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定め ョンを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。 条第一項第十号の二に掲げる有価証券 (当該有価証券に係るオプシ るものは、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第1

(多数の者を相手方として行う場合)

|〜三 (略)

第十七条の三の三 法第六十五条第二項第七号に規定する政令で定め に掲げる取引を行う場合とする。 る場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロ

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

る取引は、次に掲げるものとする。 第十七条の三の三 法第六十五条第二項第六号に規定する政令で定め

| _ _ _ (略)

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

「現定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの 第

同条第六項	第二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第二十八条の (略)	の規定 読み替える法 読み替
六項	第三十二条第五項		読み替えられる字句
第六十五条の二第五項	十五条第一号	(略)	読み替える字句

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十七条の三の四 法第六十五条第二項第八号に規定する政令で定め

一~四 (略)

る取引は、次に掲げるものとする。

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
「現定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの

	=	第二十八条の	の規定
(新設)	(新設)	(略)	読み替えられる字句
(新設)	(新設)	(略)	読み替える字句

										⟨ ∪	一号までを除	八号から第十	号まで及び第	一号から第五	四第一項 (第	第二十八条の	(略)	
												三項	くは第五十六条の二第	第五十六条第一項若し		(略)	(略)	
న ి	る部分に限る。) に限	十九条の四第一号に係	において準用する第二	第六十五条の二第四項	、第五号及び第六号 (。)、第二号、第三号	二号に係る部分に限る	六号、第七号及び第十	二十八条の四第一項第	項において準用する第	(第六十五条の二第二	十六条第一項(第一号	において準用する第五	第六十五条の二第五項		(略)	(略)	十五条第一号において準用する第四
										⟨ , ∪	一号までを除	八号から第十三項	号まで及び第	一号から第五	四第一項 (第	第二十八条の	(略)	
												三項	号まで及び第 くは第五十六条の二第	第五十六条第一項若し		(略)	(略)	
	る。)に限る。	第一号に係る部分に限	用する第二十九条の四	の二第四項において準	び第六号 (第六十五条	号、第三号、第五号及	部分に限る。)、第二	六号及び第七号に係る	二十八条の四第一項第	項において準用する第	(第六十五条の二第二	十六条第一項(第一号	において準用する第五	第六十五条の二第五項		(略)	(略)	

第三十八条及	略)		第三十三条	(略)	
有価証券	(略)		その業務	(略)	(略)
げる有価証券 第六十五条第二項第一	(略)	の登録又は同条第三項の登録又は同条第三項に係る業務(第四十四条、第四十三条、第四十五条、第四十五条、第四十五条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。	第六十五条の二第一項	(略)	(略)
び第三十九条及	(略)		第三十三条	(略)	
有価証券	(略)		その業務	(略)	(略)
げる有価証券第六十五条第二項第一	(略)	の登録又は同条第三項の登録又は同条第三項の登録という。	第六十五条の二第一項	(略)	略)

	第 四 十 条
市場証券先物取引外国有価証券市場にお外国有価証券においませ	有価証券店頭デリバテ有価証券店頭デリバテ
第六十五条第二項第一号から第三号までに掲写有価証券先物取引とる有価証券にあける有価証券にあける有価証券先物取引とる有価証券先物取引と	引 引 引 明項第五号に掲げる取 同項第五号に掲げる取 一 に に に に に に に に に に に に に
	第 四 十 条
市場証券先物取引と類似の取引又は外国有価証券先物取引外国有価証券の扱いののののののののののののののののののののののののののののののののののの	有価証券店頭デリバテ有価証券指数等先物取引、有価証券指数等先物取引、有の証券指数等先物取引、有の証券指数等のである。
号に掲げる取引	引 引 第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

	第四十二条	第 四 十 一 条
有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくはの取引又は有価証券オ	(略)	存価証券の売買等、外有価証券の売買等、外有価証券の売買等、外国市場証券店頭デリバは有価証券店頭デリバスの売買等、外
く。以下この条におい 特価証券先渡取引を除 特価証券の売買(特別の売買(特別の売買((略)	号に掲げる取引号に掲げる取引号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号局項第一号から第三号を告別に係る有価証券指数を含む。 「は同項第一号から第三号を告別取引若しくは第二号に掲げる有価証券指数を含む。」 「は同項第五号に掲げる取引」のに係る有価証券に係る有価証券に係る有価証券に係るを含む。
	第四十二条	第 四 十 一 条
有価証券の売買その他有価証券店頭オプション取引若しくは	(略)	有価証券の売買等、外国市場証券の売買等、外国市場証券の売買等、外国市場証券店頭デリバスリング
く。以下この条におい 特価証券先渡取引を除 がる有価証券の売買(がる有価証券の売買((略)	号に掲げる取引等六十五条第二項第一号の6第八十五条第二項第一号から第四号までに掲げる取引をおりますに掲げる取引をおります。

第六十五条第二項第五	有価証券店頭指数等先
第六十五条第二項第一 号から第三号までに掲 情数を含む。)に係る 相数を含む。)に係る 相がを含む。)に係る 目の証券に係る有価証券 引に関連し	引に関連し有価証券指数等先物取
で同じ。)その他の取引をは有価証券の売買の媒介そのは同項第五号に掲げる有価証券に掲げる有価証券先は同項第五号に掲げる有価証券先は同項第五号に掲げる	

第六十五条第二項第七	有価証券店頭指数等先
に関連し	
等先物取引に係るもの	
引のうち有価証券指数	
号イ及び二に掲げる取	引に関連し
第六十五条第二項第六	有価証券指数等先物取
引に係るもの	
証券店頭オプション取	
先渡取引若しくは有価	
る取引のうち有価証券	
又は同項第七号に掲げ	
ション取引に係るもの	
引のうち有価証券オプ	
号イ及び二に掲げる取	
びホに掲げる取引、同	
扱い、同項第六号八及	
る有価証券の私募の取	
引、同項第五号に掲げ	
て同じ。) その他の取	

取引 「

· (新設)	有価証券の売買若しく	ワップ取引 おり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かい	渡取引
(新設)	しくは 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ワップ取引に係るもの 有価証券店頭指数等ス 号に掲げる取引のうち	渡取引に係るもの有価証券店頭指数等先

 係る有価証券指数等先	
証券指数を含む。)に	
該有価証券に係る有価	
に掲げる有価証券 (当	
同項第一号から第三号	
げる有価証券の売買、	ィブ取引
号若しくは第二号に掲	有価証券店頭デリバテ
第六十五条第二項第一	有価証券の売買等又は
号に掲げる取引に	ィブ取引に
第六十五条第二項第五	有価証券店頭デリバテ
は	
号に掲げる取引若しく	ィブ取引若しくは
第六十五条第二項第五	有価証券店頭デリバテ
取引	
る有価証券指数等先物	
 券指数を含む。) に係	

有価証券の売買等又は	頭デリバティブ取引 引、有価証券指数等先物取		
取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引	七号に掲げる取引周頃第六号イ及び二に	掲げる取引 同項第六号イ、ハ、二	

 に掲げる行為をいい、	バティブ取引等
第二号若しくは第三号	くは有価証券店頭デリ
れに係る第二条第八項	う。以下同じ。) 若し
指数等先物取引又はこ	三号に掲げる行為をい
のにあつては有価証券	同項第二号若しくは第
げる有価証券に係るも	ン取引又はこれに係る
号から第三号までに掲	等(有価証券オプショ
先物取引等 (同項第一	価証券オプション取引
引又は有価証券指数等	う。以下同じ。)、有
売買の媒介その他の取	三号に掲げる行為をい
号に掲げる有価証券の	八項第二号若しくは第
項第三号若しくは第四	はこれに係る第二条第
の他の取引若しくは同	証券指数等先物取引又
げる有価証券の売買そ	数等先物取引等 (有価
号若しくは第二号に掲	の取引又は有価証券指
第六十五条第二項第一	有価証券の売買その他
(略)	(略)
引	
同項第五号に掲げる取	
券オプション取引又は	
 物取引若しくは有価証	

(路)	(路)
有価証券の売買その他	第六十五条第二項第一
の取引又は有価証券指	号から第四号までに掲
数等先物取引等 (有価	げる有価証券の売買そ
証券指数等先物取引又	の他の取引、同項第五
はこれに係る第二条第	号に掲げる有価証券の
八項第二号若しくは第	私募の取扱い、同項第
三号に掲げる行為をい	六号イ、ハ、二及びホ
う。以下同じ。)、有	に掲げる取引に係る第
価証券オプション取引	二条第八項第一号から
等(有価証券オプショ	第三号までに掲げる行
ン取引又はこれに係る	為又は第六十五条第二
同項第二号若しくは第	項第七号に掲げる取引
三号に掲げる行為をい	に係る同号に定める行
う。以下同じ。) 若し	為
くは有価証券店頭デリ	
バティブ取引等	

一個を第二条第二一項第	証券オプション取引に	るものにあつては有価	に掲げる有価証券に係	六十五条第二項第四号	掲げる行為をいい、第	二号若しくは第三号に	に係る第二条第八項第	プション取引又はこれ	にあつては有価証券オ	る有価証券に係るもの	から第三号までに掲げ	ン取引等 (同項第一号)、有価証券オプショ	条の三において同じ。	五十五条及び第六十四	いう。第五十一条、第	第二号に掲げる行為を	に係る第二条第十一項	価証券指数等先物取引	係るものにあつては有	号に掲げる有価証券に	第六十五条第二項第四
	3, IC	ТШТ	1001		71		۸۰۱	1 0	-31	931	17			-		<i>ع</i> ار			311			——————————————————————————————————————
_																						

	らの者が行う行為	これらの者が行う行為	これらの者	らの者が行う行為
行う行為	下同じ。) に係るこれ	号に掲げる行為に係る	号に掲げる	下同じ。) に係るこれ
に関してこれらの者が	掲げる行為をいう。以	項第二号若しくは第三	項第二号若	掲げる行為をいう。以
三号までに掲げる行為	二号若しくは第三号に	これに係る第二条第八	これに係る	二号若しくは第三号に
条第八項第一号から第	に係る第二条第八項第	市場証券先物取引又は	市場証券先	に係る第二条第八項第
掲げる取引に係る第二	証券先物取引又はこれ	る有価証券に係る外国	る有価証券	証券先物取引又はこれ
二項第六号ロ及びへに	先物取引等 (外国市場	から第三号までに掲げ	から第三号	先物取引等 (外国市場
の規定は第六十五条第	の規定は外国市場証券	六十五条第二項第一号	六十五条第	の規定は外国市場証券
前項第五号及び第九号	同項第五号及び第九号	同項第五号の規定は第一	同項第五号	同項第五号及び第九号
引に係る				
号口及びへに掲げる取	に係る			
第六十五条第二項第六	外国市場証券先物取引		(削る)	(削る)
(新設)	(新設)	337	登録等業務	証券業
		係る同号に定める行為	係る同号に	
		第五号に掲げる取引に	第五号に掲	
		くは第六十五条第二項	くは第六十	
]じ。) 若し	において同じ。	
		十五条第六十四条の三	十五条第六	
		第五十一条、第五	う。第五十	
		号に掲げる行為をい	二号に掲げ	

第四十二条の																		
の取引 (の取引 (
げる有価証券の売買そ男六十五条第二項第一	う行為	に係るこれらの者が行をいう。以下同じ。)	項第二号に掲げる行為	引に係る第二条第十一	は外国市場証券先物取	券に係るものにあつて	第四号に掲げる有価証	い、第六十五条第二項	三号に掲げる行為をい	第八項二号若しくは第	又はこれに係る第二条	外国市場証券先物取引	に係るものにあつては	までに掲げる有価証券	二項第一号から第三号	取引等(第六十五条第	定は外国市場証券先物	について、第九号の規
第四十二条の																		
の取引 (有価証券の売買その他																		
げる有価証券の売買そ第六十五条第二項第一																		

(削る)	(削る)	ない 大は有価証券指数等先 を対する が取引、有価証券指数等先 を対する が取引、外国市場 では が取引が、外国市場 では が取引が、外国市場 では では では では では では では では では では	
(削る)	(削る)	関	の他の取引位びこ司頁

ション、外国市場証券有価証券又は有価証券	の取引等の売買その他	マは有価証券指数等先 物取引、有価証券指数等先 が取引、有価証券者プリバテ	
有価証券指数等先物取引に係る有価証券又は第六十五条第二項の取	引第六十五条第二項の取	取引 「同項第五号に掲げる でに掲げる取引又 は同項第七号に掲げる でに掲げる 取引又	の他の取引(

	第四十三条		
	(略)	ます は有価証券店頭デリバ 国市場証券先物取引 アイブ取引 アルバー アイブ	
号から第四号に掲げる第六十五条第二項第一	(略)	取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引 取引	
	第四十三条		
くは売付け若しくはそ 有価証券の買付け若し	(略)	国市場証券先物取引又国市場証券店頭デリバの計算の	
号から第四号までに掲第六十五条第二項第一	(略)	関第七号に掲げる取引又は同 同項第六号イからへま でに掲げる取引又は同 でに掲げる取引又は同 でに掲げる取引とは同	市場証券先物取引若しては有価証券店頭デリーでは有価証券店頭デリーがディブ取引

						°	第二号を除く	第四十四条(
(段)	へ タゴノ		°	「その他業務」という	業務(第四号において	第四項の承認を受けた	に掲げる業務又は同条	第三十四条第二項各号						引	券店頭デリバティブ取	取引の委託又は有価証	くは外国市場証券先物	券オプション取引若し	数等先物取引、有価証	の委託等、有価証券指
(報)	> タゴノ							登録等業務以外の業務	項第五号に掲げる取引	先物取引の委託又は同	若しくは外国市場証券	価証券オプション取引	券指数等先物取引、有	含む。)に係る有価証	に係る有価証券指数を	価証券 (当該有価証券	から第三号に掲げる有	の委託等、同項第一号	くは売付け若しくはそ	有価証券の買付け若し
							<u></u>	筆												
							号	第四十四条第												
(段)	> マゴン		°	「その他業務」という	業務(第四号において	第四項の承認を受けた	に掲げる業務又は同条	第三十四条第二項各号						引	券店頭デリバティブ取	取引の委託又は有価証	くは外国市場証券先物	券オプション取引若し	数等先物取引、有価証	の委託等、有価証券指
段	、 対 可 /	務	投資一任契約に係る業	同条第四項に規定する	定する投資顧問業又は	法律第二条第二項に規	問業の規制等に関する	有価証券に係る投資顧							項第七号に掲げる取引	げる取引の委託又は同	六号イからへまでに掲	はその委託等、同項第	若しくは売付け若しく	げる有価証券の買付け

の取引等の委託等の委託等		の取引等を行い有価証券の売買その他
等六十五条第二項第一 問第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買そ でに掲げる有価証券の売買そ	(1) は (1)	号若しくは第二号に掲第六十五条第二項第一
の取引等の委託等の要託等		の取引等を行い有価証券の売買その他
引の委託等		引を行い第六十五条第二項の取り

が 第二 る 行 為 第二	その他業務	マ 駅 第 第 百 五 1 点 数 外 の の の の の の の の の の の の の の の の の の							
	務	て金銭 で金銭 で金銭 で金銭 で金銭 で金銭 でまるによってまるに対しまする信用							
及び同項第五号に掲げる有価証券(当該有価証券(当該有価証券)に係る有価証券 当該各号に掲げる行為のではある。)に係る	登録等業務以外の業務	金 銭	一の委託等 二項第五号に掲げる取	若しくは第六十五条第	外国市場証券先物取引	プション取引若しくは	先物取引、有価証券オ	に係る有価証券指数等	
(新 設)	(新設)	(新設)							
· (新 設)	(新設)	(新 設)							

	第四十五条		
	親法人等	証券業	
者の議決権(株式会社 者の議決権(株式会社 者の議決権(株式会社 以二第四項に規定する がに係る議決権を除き、同 の当該登録金融機関と の当該登録金融機関と の当該登録金融機関と	親法人等(登録金融機	登録等業務	める行為の同号に定
	(新設)		
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	

	子法人等	
四号に掲げる有価証券 (学法人等(登録金融機子法人等(登録金融機関と密接な関係の世の当該登録を有する法人その他の当該登録を有する法人その他のを有する法人その他のを有する法人その他のを有する法人その他のである要件に該当するにおいて同じ。)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

第 五 十 一 条	略)			第四十七条		
有価証券の売買その他有価証券の売買その他がありません。	(略)	(略)	有価証券店頭デリバテ	(略)	新業 業	
有価証券先物取引(外 国有価証券先物取引を 含む。)、有価証券指 数等先物取引、有価証 券オプション取引及び 外国市場証券先物取引(外	(略)	(略)	号に掲げる取引第六十五条第二項第五	(略)	登録等業務	掲げる取引 現引又は同項第五号に
第 五 十 一 条	(略)			第四十七条		
頭デリバティブ取引等の取引並びに有価証券店物取引等、外国市場証券先物取引等、有価証券の売買その他	(略)	(略)	イブ取引 有価証券店頭デリバテ	(略)	(新設)	
条第二項第一号に規定 「関節」の有価証券先 同じ。)の有価証券先 同じ。)の有価証券先 同じ。)の有価証券先 同じ。)の有価証券先	(略)	(略)	号に掲げる取引第六十五条第二項第七	(略)	(新設)	

(略)																				
(略)						等	店頭デリバティブ取引	引等若しくは有価証券	、外国市場証券先物取	証券オプション取引等	数等先物取引等、有価	の取引又は有価証券指	有価証券の売買その他							
(略)	める行為	る取引に係る同号に定	条第二項第五号に掲げ	る行為並びに第六十五	二号及び第三号に掲げ	に係る第二条第八項第	外国市場証券先物取引	券オプション取引及び	数等先物取引、有価証	含む。)、有価証券指	るこれと類似の取引を	国有価証券市場におけ	有価証券先物取引(外			める行為	る取引に係る同号に定	条第二項第五号に掲げ	る行為並びに第六十五	二号及び第三号に掲げ
略)																				
(略)						等	店頭デリバティブ取引	引等若しくは有価証券	、外国市場証券先物取	証券オプション取引等	数等先物取引等、有価	の取引又は有価証券指	有価証券の売買その他							
(略)		行為	引に係る同号に定める	二項第七号に掲げる取	行為又は第六十五条第	しくは第三号に掲げる	第二条第八項第二号若	号に掲げる取引に係る	第六十五条第二項第六	第三号に掲げる行為、	第八項第二号若しくは	先物取引に係る第二条	国債証券等の有価証券	同号に定める行為	号に掲げる取引に係る	第六十五条第二項第七	号に掲げる行為並びに	第八項第二号及び第三	げる取引に係る第二条	五条第二項第六号に掲

-			
第五十七条	(略)		第五十五条
(略)	(略)	有価証券の売買その他 有価証券の売買その他 の取引並びに有価証券 の取引並びに有価証券 の取引等及び有価証券 の取引等 が国市場証券先物 取引等及び有価証券店	(略)
(略)	(略)	第六十五条第二項第一 号若しくは第二号に掲 げる有価証券の売買そ の他の取引若しくは第二号に掲 引又は有価証券の売買そ 大物取引等、有価証券の 売買の媒介その他の取 引又は有価証券指数等 (第六十五条第二項第一 (第六十五条第二項第一 (第六十五条の二第五 (第六十五条の二第五 (第六十五条の二第五 (第六十五条の二第五 (第六十五条の二第五	(略)
第五十七条	(略)		第五十五条
(略)	(略)	有価証券の売買その他 有価証券オプション取引 等、外国市場証券先物 取引等及び有価証券 取引等及び有価証券店 取引等及び有価証券店 の取引並がに有価証券店	(略)
(略)	(略)	第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲 がら第二条第八項第一号 る第二条第八項第一号 る第二条第八項第一号 る第二条第八項第一号 る第二条第八項第一号 る第二条第八項第一号 る明引に係る同号に掲げる和引に係る同号に掲げる取引に係る同号に掲げるの二第五十八条	(略)

、第五十六条第一項	第五十六条の二第三項若五十六条の三第三項若
に限る。)、第二号、近第十二号に係る部分で第十二号に係る部分で第十二号に係る部分で第十二号に係る部分で第十二号に係る部分が第十二号に係る部分が第十二号に係る部分が第十二号に係る。)、第二十五条の二第五	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

、第五十六条第一項	五十六条の二第三項若五十六条の三第三項若
、第二号、第三号、第四項において準用する第四項第六号及び第七号に係る部分に限る。)	同条第五項において準 関(第一号(第二十八 祭の四第一項第六号及 で第七号に係る部分に限る。)、第二号、第五号及び第六 一号に係る部分に限る。)に限る。)若しく は第六十五条の二第五 二十六条の三第五 五十六条の三第五

	第五十八条					
五十六条の二第三項若五十六条の三第三項若	(略)	(略)				
同条第五項において準 同条第五項において準 原(第一号(第二十八 原(第一号(第二十八 系の四第一項第六号、 第二号、第三号、第二号、 第二号、第三号、第二号、 第二号、第三号、第二号に 係る部分に限る。)に 限る。)に限る 。)若しくは第六十五 等の二第五項において 準用する第五十六条の	(略)	(略)	る。)に限る。)	第一号に係る部分に限	六号 (第二十九条の四	第三号、第五号及び第
のて五るる十五、に 1八一準				PIX		713
のて五るる十五 ` に				PIX		713
のて五るる十五、応 八一準	第五十八条			PIX		
カ	第五十八条(略)	(略)		rix		
		(略) (略)	న ం)	る部分に限る。) に限	十九条の四第一号に係	

	第六十二条	(略)	
六条の三又は第六十条五十六条の二第一項が第五十六条第一項、第五十	(略)	(略)	定第五十六条第一項の規
(第二十八条の四第一十六条第一項(第一号において準用する第五年)の二第五項	(略)	(略)	(略) (略) (略) (略) (略)
	55		
	第六十二条	(略)	
六条の三又は第六十条ら第三項まで、第五十八条の二第一項か	(略)	(略)	定第五十六条第一項の規
(第二十八条の四第一十六条第一項(第一号において準用する第五年)の二第五項	(略)	(略)	(略) (略) (略) (略) (第二十八条の四第一年六条第一項(第二十八条の四第一年のの第二年ののの第一年ののの第一年ののの第二年ののの第二年ののの第二年ののの第二年ののの第二年ののの第二年ののの第二年のの規定。)の規定

	前条第二項 (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京)	(略)	三。。一号三限第
。)に限る。)、第五一号に係る部分に限る号(第二十九条の四第三号、第五号及び第六三号、第二号、第二号、第	第十二号に係る部分に(第二十八条の四第一(第二十八条の四第一において準用する第五において準用する第五において準用する第五において準用する第五項	(略)	三号、第五号及び第六 三号、第五号及び第六 号(第二十九条の四第 一号に係る部分に限る 。)に限る 。)に限る

第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条第一項から第三所条第二項	(略)	
第六十五条の二第五項 (第二十八条第一項(第二十八条の四第一	第二号、第三号、第五十六条の四第一号に係る。)又は第五十六条の三	係る部分に限る。)、「項第六号及び第七号に

																	第六十四条		
																	第二条第八項各号の		
									定める行為のうち	げる取引に係る同号に	為及び同項第五号に掲	これらの号に掲げる行	指数を含む。)に係る	価証券に係る有価証券	げる有価証券(当該有	号から第四号までに掲	第六十五条第二項第一	条第二項	十六条の三若しくは前
																		•	
																	筝		
																	第六十四条		
																	第二条第八項各号の		
行為のうち	引に係る同号に定める二項第七号に掲げる取	行為又は第六十五条第	ら第三号までに掲げる	第二条第八項第一号か	号に掲げる取引に係る	募の取扱い、同項第六	に掲げる有価証券の私	める行為、同項第五号	価証券に係る同号に定	二項第四号に掲げる有	る行為、第六十五条第	から第六号までに掲げ	第三号まで及び第四号	二条第八項第一号から	げる有価証券に係る第	号から第三号までに掲	第六十五条第二項第一		若しくは前条第二項

(略)	有価証券店頭デリバテ	引有価証券指数等先物取	有価証券の売買
(略)	引 同項第五号に掲げる取	数等先物取引 の)に係る有価証券指 の有価証券指数を含む の有価証券指数を含む のでであるのである。 のでであるのでである。 のでする。 のでである。 のでである。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです	有価証券の売買寄六十五条第二項第一
(略)	東京 はその委託等の勧誘又は有価証券の売買若しくは有価証券店頭デリバティブ 証券店頭デリバティブ 取引 の数 おおり は	(新設)	(新設)
(略)	第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲 げる有価証券の売買若 ける取引の委託の勧誘 がる取引の委託の勧誘 がる取引の委託の勧誘	(新設)	(新設)

			
第十八条の三 法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十(証券仲介業者に関する読替え)	(略)	三第六十四条の	(削る)
	(略)	有価証券の売買その他 有価証券の売買その他 が 事、外国市場証券先物 取引等及び有価証券 取引等及び有価証券 取引等及の売買その他	(削る)
	(略)	号若しくは第二号に掲 「あ有価証券の売買そ がる有価証券の売買そ がる有価証券の売買そ がる有価証券が第四号に掲 がる有価証券指数等先物 に有価証券指数等先物 に有価証券指数等先物 に掲げる取引に原項 に掲げる取引に係る同 に掲げる取引に係る同 に掲げる取引に係る同	(削る)
第十八条の三(法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十(証券仲介業者に関する読替え)	(略)	三 第 六 十 四 条 の	二 第六十四 条の
	(略)	有価証券の売買その他 有価証券の売買その他 所引等及び有価証券先物 取引等及び有価証券先物 取引等及び有価証券店 取引等の売買その他	第六十四条の五第一項
	(略)	第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲 げる有価証券の売買そ の他の取引、同項第五 へ号に掲げる有価証券の 高行為及び第六十五条 る行為及び第六十五条 る行為及び第六十五条 る行為及び第六十五条	(第六十四条の五第一項 (第六十五条の二第五 (第六十四条の五第一項

の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 、第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三 に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における に規定する証券仲介業者又は法第六十六条の二十三 の規定による技術的読替えば、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	
(削除)	(削除)	第六十四条の
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	読み替えられる字句	の規定

の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における十六条の二十三の競萃しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲

(略)		Ξ	第六十四条の	(略)	の規定 お替える法
(略)	(略)		第六十四条の五第一項	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(第六十六条の二十三を含む。)	第六十四条の五第一項	(略)	読み替える字句

(説明書類に関する規定)

(説明書類に関する規定)

次に掲げる規定とする。第十八条の四(法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、

法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を法律第百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年年系、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九第二項(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十第二項(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第一項及び

一一六 (略)

(一般顧客から除かれる者)

は、次に掲げる者とする。第十八条の五(法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者)

|〜三 (略)

の承認時において現に破産直近上位機関等(同条に規定する破産 更生手続、整理若しくは特別清算の開始時又は外国倒産処理手続 (社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二 (お債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二 (本債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二 (本債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二 (本債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二 (本債対象債権(法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対

次に掲げる規定とする。第十八条の四、法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、

を含む。)を含む。)

二 六 (略)

(一般顧客から除かれる者)

は、次に掲げる者とする。 第十八条の五 法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者

| 〜 三 (略)

(新設)

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定め 第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める 六 五 五 る者は、次に掲げる者とする。 事由は、次に掲げる事由とする。 |〜三 (略) (基金による支払の対象から除かれる者) (届出期間の変更事由) |〜三 (略) する顧客資産に係る補償対象債権に限る。 行うこととなつたこと。 る者を除く。 つて顧客資産を有している一般顧客 (当該他人の名義をもつて有 つては、当該債権につき、 直近上位機関等をいう。 他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。 外国政府その他外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者 (略) 社債等の振替に関する法律第六十条第五項の規定により支払を (略) 振替機関等(第一号及び第二号に掲げ に対して有する債権を有する場合にあ)の名義をも 第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める 第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定め 五 四 る者は、次に掲げる者とする。 五 兀 事由は、次に掲げる事由とする。 | 〜 三 (略) (届出期間の変更事由) (基金による支払の対象から除かれる者) \ = (新設) する顧客資産に係る補償対象債権(法第七十九条の五十六第一項 つて顧客資産を有している一般顧客 (当該他人の名義をもつて有 に規定する補償対象債権をいう。 他人 (仮設人を含む。以下この号において同じ。) の名義をも 外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者 (略) (略) (略) 以下同じ。)に限る。)

(空売りを行う場合の価格)

第二十六条の四 ては、 格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについ 証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価 該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価 であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で 当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券 取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をし 定める価格とする。以下この条において「直近公表価格」という。 市場における価格(売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法 た空売りを行おうとするときは、 以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、 この限りでない 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する 当該空売りに係る有価証券につき 当

2~5 (略)

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

、次に掲げる規定とする。 法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は

証券に係る当該各号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引に券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価一項(法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第

(空売りを行う場合の価格)

第二十六条の四 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する第二十六条の四 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設するときは、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券格が上回る場合に当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券格が上回る場合に当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券格が上回る場合に当該直近公表価格において自己の計算による空売り又は受託をしては、この限りでない。

2~5 (略)

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

、次に掲げる規定とする。
2 法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は

の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号一項(法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第

条件に関する部分に限る。)の規定係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る

三・四 (略)

(略)

(証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十

「「扶育で上口系の工育口質におって書用する扶育三トに系から育業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)の規定号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第 取引 確保するためのものに限る。)の規定 五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を び第六十一条第一項(法第六十五条第二項第一号から第四号まで 条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の 四十二条まで、第四十三条 (同条第二号にあつては、法第六十五 証券に係る同号の私募の取扱い、 に掲げる有価証券の売買その他の取引: 係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。 までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に 同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号 法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十 同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、 同項第六号に掲げる取引に係る 同項第五号に掲げる有価

三・四 (略)

3~7 (略)

(証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二(略)

2・3 (略)

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社の主要株主の

、福岡財務支局長)も行うことができる。長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福以外の事務所(以下この項において「従たる事務所」という。)に

九条第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所

にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所事務所」という。)に関するものについては、第一項及び前項に規本店又は主たる事務所以外の事務所(以下この項において「従たる

二 外国証券業者に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第二百六十七号)

二・三 (略) 上・チ (略)	二·三 (略)
	に掲げる有価証券又は取引に係る当該各号に定める行為引行為で、証券取引法第六十五条第二項第一号から第五号まで
^ 1	へ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする証券取イ~ホ (略)
一の外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合に掲げる場合とする。	一の外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合に掲ける場合とする。
第	(1977) の場合による。 第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次合)
	(国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場(国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場
現	改正案

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成十二年政令第四百八十号)

る投資として運用することを目的とするもの除く。) であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対すい。 金銭の信託の受益権 (第一号に掲げるものに該当するものを	(特定資産の範囲) 「特定資産の範囲) 「特定資産の範囲) 「特定資産の範囲) 「特定資産の範囲) 「利る)	改正案
日的とするもの 目的とするもの 目的とするもの 目的とするもの 目的とするもの 目的とするもの 目的とするもの 目的とするもの 目的とするもの 日のと 日のと 日のと 日のと 日のと 日のと 日のと 日のと 日のと 日の	十七 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十七 投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分(以下「匿名組の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」という。)	現行

(特別の関係)

- れ当該各号に定める関係とする。 有しているとみなされる者の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞ
- イ 当該対象議決権をその者と共同で保有し、又は当該対象議決象議決権を保有している者 次に掲げる者との関係 当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対
- 口その配偶者

おいて「共同保有者」という。)

権をその者と共同で行使することを合意している者(第三項に

- ハ その被支配会社
- 二 その支配株主等
- ホ その支配株主等の他の被支配会社

(特別の関係)

関係は、次に掲げる関係とする。第十四条の二 法第九条第五項第二号に規定する政令で定める特別の

- 保有者」という。)の関係を請決権を行使することを合意している者(次項において「共同を議決権を行使することを合意している者(次項において「共同権をいう。以下この号において同じ。)を保有し、又は会社の対 共同で会社の対象議決権(法第九条第三項に規定する対象議決
- 夫婦の関係
- う。)との関係という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」といる議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」の議決権を保有している者(以下この条において同じ。)の百分の五十を超え 議決権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超え
- 四一被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係
- それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の
- 会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該手婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を
- 、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総

2 3 第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、 4 十一 (略) 次に掲げるものとする。 社を当該みなされる者の被支配会社(前項に規定する被支配会社を 社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有 の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなし 超える議決権を保有している者がある場合には、 適用する。 いう。次項において同じ。)とそれぞれみなして、 項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。 している場合には、 配株主等を当該他の会社の支配株主等と、 (削る) (法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等) 第三項第九号において「信託受益権」という。) 第一項の保有しているとみなされる者と共同保有者が合わせて会 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を (略) (略) 第三条第十五号及び第十七号に掲げる信託の受益権(第三十条 第一項の規定を適用する。 (略) 当該みなされる者を当該会社の支配株主等(前 それぞれみなす。 当該者を当該会社 第一項の規定を ر ج 当該会 2 第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は 次に掲げるものとする。 の規定を適用する。 (法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等) 第三項第九号において「信託受益権」という。) (略) (略) 第三条第十五号及び第十八号に掲げる信託の受益権(第三十条 投資事業有限責任組合出資持分 (略) (略)

3 2 第三十条 第二十七条 法第二十六条第二項 (法第四十九条の十一及び第五十九 る場合を含む。) に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引 る政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 条において準用する場合を含む。第三号において同じ。)に規定す とする。 --+ 一・二 (略) (投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる (法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者 (削る) 法第二十八条第一項第一号 (法第四十九条の十一において準用す 者から当該書面の交付の請求があった場合を除く。 て同意した場合 (当該受益証券を取得する時までにその同意した 券を取得しようとする者が当該書面の交付を受けないことについ 実に交付を受けると見込まれる場合であって、 係る法第二十六条第二項の規定による書面の交付を受け、 (略) 受益証券を取得しようとする者の同居者が既に当該受益証券に (略) (略) かつ、当該受益証 又は確 3 第二十七条 2 第三十条 とする。 等) る場合を含む。) に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引 条において準用する場合を含む。 場合) --+ (法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者 (新設) (投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる ·二 (略) 法第二十八条第一項第一号 (法第四十九条の十一において準用す 次に掲げる場合とする。 (略) 投資事業有限責任組合出資持分の取得及び譲渡 (略) (略) 法第二十六条第二項 (法第四十九条の十一及び第五十九) に規定する政令で定める場合は

4

(略)

(外国投資信託に関する読替え)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の 表のとおりとする。 規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の

4 (略)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の 規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の 表のとおりとする。 の規定 (外国投資信託に関する読替え) 読み替える法 | 読み替えられる字句 第三十三条第 (略) 項 その運用の指図を行う 投資信託財産について (略) いて (略)

の規定

(略)

(略)

(略)

第三十三条第

その運用の指図を行う

当該外国投資信託の

取得の申込みの勧誘

込みの勧誘

国内における取得の申

項

投資信託約款

外国投資信託約款等

投資信託約款

外国投資信託約款等

読み替える法

読み替えられる字句

読み替える字句

取得の申込みの勧誘 |当該投資信託財産につ 当該外国投資信託の 込みの勧誘 読み替える字句 国内における取得の申

匹 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)

配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同項の「被支前項の「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の二 前号に掲げる者以外の者 前号イ及び口に掲げる者との関係	ホ その支配株主等の他の被支配会社 こ その支配株主等	八一その被支配会社口「その配偶者」という。)	をいて「共同民国者」(ころ)(権をその者と共同で行使することを合意している者(第三項に一者をその者と共同で行使することを合意している者(第三項に一句)(第一章)(第一章)(第一章)(第一章)(第一章)	象議決権を保有している者 次に掲げる者との関係 当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対	、それぞれ当該各号に定める関係とする。)を保有しているとみなされる者の次の各号に掲げる区分に応じ	七条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この項において同じ別の関係は、同項の規定により同号に掲げる対象議決権(法第二十	第十四条の三 法第二十七条第五項第二号に規定する政令で定める特(特別の関係)	改正案
超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を石がの当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、	2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係	という。)との関係等」という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」封える請決権を停在している者(以下この条において「被支配会社」	国にら義や軍に保育している者(人でしている)に「「己己林三する議決権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を三 会社の総株主又は総社員の議決権(法第二十七条第四項に規定	二 夫婦の関係 共同保有者」という。)の関係	の対象議決権を行使することを合意している者(次項において「議決権をいう。以下この号において同じ。)を保有し、又は会社	共同で会社の対象議決権 (法第二十七条第三項に規定する対象別の関係は、次に掲げる関係とする。	第十四条の三(法第二十七条第五項第二号に規定する政令で定める特(特別の関係)	現行

場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支 配株主等を当該他の会社の支配株主等と、それぞれみなす。 主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している において、 百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 4

3 4 適用する。 社を当該みなされる者の被支配会社 (前項に規定する被支配会社を 超える議決権を保有している者がある場合には、 いう。次項において同じ。) とそれぞれみなして、第一項の規定を 項に規定する支配株主等をいう。 社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有 している場合には、 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を 項の保有しているとみなされる者と共同保有者が合わせて会 当該みなされる者を当該会社の支配株主等(前 次項において同じ。 当該者を当該会社 ڔ 当該会

の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなし

第一項の規定を適用する。

会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には の規定を適用する。 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総 当該他の会社も、 当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項

五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令 (平成十五年政令第百十八号)

る債権	三 前 号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定す	(削る)	一•二 (略)	ものとする。	第三条 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる	(顧客債権から除かれるもの)	改正案
る債権	四(前三号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定す十条第一項に規定する補償対象債権	三 社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第六		ものとする。	第三条 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる	(顧客債権から除かれるもの)	現

六 中小企業等協同組合法施行令 (昭和三十三年政令第四十三号)

改正案	現
(企業組合の組合員たる資格を有する者)	(企業組合の組合員たる資格を有する者)
第一条 (略)	第一条 (略)
2 法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、	(新設)
企業組合の組合員となる時点において、その保有する次の各号に掲	
げる資産の合計額の組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十	
を超える投資事業有限責任組合とする。	
特定株式会社(次のいずれかに該当するものであつて、証券取	
引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第十六項に規定する	
証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の	
店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株	
式会社に限る。次号から第四号までにおいて同じ。) の設立に際	
して発行する株式及び有限会社(中小企業者(中小企業基本法(
昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるもの	
をいう。第四号において同じ。) に該当するものに限る。第三号	
において同じ。) 又は企業組合の設立に際しての持分	
イ 資本の額が五億円以下のもの	
ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの	
八 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百	
億円以下のもの	

- 号)第十四条第一項第五号に規定する開発費の合計額(1) 試験研究費及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七)
- る収入金額を控除した金額三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡によ2 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第
- の一員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるも一員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるも一究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の研す一設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研す
- 新株予約権をいう。) 又は有限会社若しくは企業組合の持分三十二年法律第四十八号) 第二百八十条ノ十九第一項に規定する二 特定株式会社の発行する株式若しくは新株予約権 (商法 (明治
- 業組合の発行する特定約束手形||安において「特定約束手形」という。) 又は有限会社若しくは企||安において「特定約束手形」という。) 又は有限会社若しくは企||四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債をいう。) 若し||四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債(商法第三百||特定株式会社の発行する社債、新株予約権付社債(商法第三百
- 五 中小企業者等を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五

利に限る。) 小企業者等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権外企業者等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権(中条の匿名組合契約をいう。)の出資の持分又は信託の受益権(中

から取得したものに限る。) 二業所有権又は著作権 (投資事業有限責任組合が中小企業者等

(信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用)

2 . 3

(略)

(信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用)

第九条 法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第五項 2 . 3 の委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 組合連合会をいう。以下この条及び次条において同じ。) をこれら 等 (信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同 等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合 組合にあつては、組合員、 本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第二十六条第六項その 昭和二十三年政令第二百六十七号) 第一条の二第一項第十一号、日 の規定により行われる同項第四号に掲げる事業 (以下この条におい 募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債 の発行するものに限る。)をいう。 の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券(信用協同 て「社債募集の受託等事業」という。) に関しては、商法 十二年法律第四十八号) 第二百九十七条本文、地方財政法施行令 ((略) 地方公共団体その他内閣府令で定める者 以下この項において同じ。 (明治|

七 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令 (平成十年政令第二百三十五号)

四 証券取引法第二条第一項第五号に掲げる出資証券三 証券取引法第二条第一項第四号に掲げる社債券	証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる特定社債券 号に掲げる債券 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	改正案
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)	(新株予約権付社債に準ずる社債) 「新株予約権付社債に準ずる社債) 「お株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てたものとする。 「指定有価証券) 「指定有価証券)	現

三 法第三条第一項第三号に規定する指定有価証券に表示されるべい。)の取得及び保有を行う事業の以得及が保有を行う事業のとする。(付随事業)	とみなされるもの権利であって、証券取引法第二条第二項の規定により、有価証券十三 第一号から第十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき引法第二条第一項第十号の二に掲げる証券又は証書	十二(前各号に掲げる有価証券又は次号に掲げる権利に係る証券取十一)証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形(一)証券取引法第二条第一項第七号の四に掲げる受益証券(九)証券取引法第二条第一項第七号の三に掲げる受益証券	法人債券証券取引法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券又は投資証券取引法第二条第一項第七号に掲げる受益証券配券の計算の対象に表第一項第七号に掲げる受益証券	「最近する」「表質」である。 「証券取引法第二条第一項第五号の三に掲げる優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
(新設)	取引法第二条第二項の規定により、有価証券とみなされるもの三 前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、証券	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)	(新設)

(削る) (削る) (削る) はその代理若しくは媒介を行う事業 地及びその隣地を含む。 担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土 産(担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、 き権利又は同項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動)及び動産の売買、 交換若しくは貸借又 第四条 第三条 第五条 法第三条第一項第七号の政令で定める者は、次に掲げる者と する。 (特定中小企業等) (特定金銭債権の保有期間) (特定指定有価証券の保有期間) 1 買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社 引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売 当するもののうち、 に該当する株式会社その他の株式会社であって次のいずれかに該 第二条第一項各号に掲げるものをいう。次号において同じ。 中小企業者 (中小企業基本法 (昭和三十八年法律第百五十四号 法第三条第一項第四号の政令で定める期間は、 法第三条第一項第三号の政令で定める期間は、 常時使用する従業員の数が千人以下のもの 資本の額が五億円以下のもの 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取 六月とする。 六月とする。

(削る)

八 億円以下のもの 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百

る割合が百分の三を超えるもの 前事業年度において次の1人に掲げる額の2人に掲げる額に対す

号)第十四条第一項第五号に規定する開発費の合計額 試験研究費及び法人税法施行令 (昭和四十年政令第九十七

(2) 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第

る収入金額を控除した金額 三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡によ

朩 員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるも 究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役 設立の日以後一年を経過していないものであって、 常勤の研

の

= \equiv 中小企業者に該当する合名会社、合資会社、有限会社及び個人

企業組合及び協業組合

第六条 合 (一の投資組合等又は投資営業者に対する投資組合向け出資等の割 法第三条第一項第九号の政令で定める割合は、 百分の五十と

す る。

(投資事業有限責任組合の業務の執行を実質的に支配する関係を有

する者)

(削る)

掲げるものとする。第七条法第三条第一項第九号イの政令で定める投資組合等は、次に

- 人あるときは、そのいずれか一人の無限責任組合員。以下同じ。| 投資事業有限責任組合の無限責任組合員 (無限責任組合員が数)
- 務を執行する者である投資組合等)である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者がその業
- る。 法第三条第一項第九号口の政令で定める者は、次に掲げる者とす
- | 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である有限会社の総社主の議決権の過半数を有する者 | 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社の総株
- (付随事業)

員の議決権の過半数を有する者

の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業とあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。)及び動産場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合に規定する指定有価証券に表示されるべき権利又は同項第四号の金銭第八条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、同項第三号に

する。

(外国法人の発行する株式の取得等)

第三条 らない。 号の規定による出資及び同項第十一号の規定による取得の価額の合 範囲内において、組合契約の定めるところにより、行わなければな 計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない 法第三条第一項第十一号に掲げる事業については、同項第九

(余裕金の運用方法)

第四条 法第三条第一項第十二号の政令で定める方法は、次に掲げる ものとする。

(削る)

国債又は地方債の取得

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(外国法人の発行する株式の取得等)

第九条 法第三条第一項第十一号に掲げる事業については、同項第九 額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約 号の規定による出資の価額並びに同項第十一号イの規定による取得 及び同号口の規定による出資の価額の合計額の総組合員の出資の総 の定めるところにより、行わなければならない。

(余裕金の運用方法)

第十条 法第三条第一項第十二号の政令で定める方法は、 次に掲げる

ものとする。

国債、地方債、 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払に

ついて政府が保証する債券をいう。) 又は銀行その他の金融機関

の発行する債券の取得

Ξ

する債券に該当するものを除く。 の取得

特別の法律により設立された法人の発行する債券 (前号に規定

信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

五 投資信託又は貸付信託の受益証券の取得 次に掲げる証書をもって表示される金銭債権の取得

П 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形(法第三条 譲渡性預金証書 (削 る) 略)

_

七 (略)

第十一条 法第三条第四項の政令で定める数は、百人とする。(組合員の数の合計)

ただし

一号において同じ。) 以外の組合員の数は、四十九人を超えてはな第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十三条第「特定組合」という。) については、適格機関投資家 (証券取引法、法第六条の二第一項に規定する特定組合 (第十三条において単に

(中小未公開企業株式取得等事業)

らない。

のとする。 第十二条 法第六条の二第一項の政令で定める事業は、次に掲げるも

(削る)

の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有せ、特定中小企業等に限る。次号において同じ。)又は企業組合以下単に「特定中小企業等」という。)に限る。次号において同、株式会社(法第三条第一項第七号に規定する特定中小企業等(

債等又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有二 株式会社の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社

三 前二号の規定により投資事業有限責任組合 (以下この条 (第十

保有会社以外のものをいう。 中小企業等を除く。 約権若しくは新株予約権付社債等を保有している株式会社 (特定 社に限る。 合併に際して割り当てる株式若しくは持分又は存続会社(株式会 により設立する株式会社等であって、 る場合において、存続会社(合併後存続する株式会社等又は合併 第八号おいて同じ。 式会社等(株式会社及び有限会社をいう。 株予約権若しくは新株予約権付社債等又は組合がその持分を保有 約権若しくは新株予約権付社債等又はその持分を保有している株 している有限会社(特定中小企業等を除く。 株式等保有会社(前三号の規定により組合がその株式、 の持分の取得及び保有 がその義務を承継した新株予約権若しくは新株予約 第九号において同じ。)をいう。 以下この号において同じ。 以下同じ。 特定中小企業等及び株式等 以下この号、) が合併により消滅す)の発行する株式、 第九号において同じ 次号及び) が当該 新株予

二号を除く。

において「組合」という。

がその株式、

新株予

権付社債等の取得及び保有

債等の取得及び保有

六 株式等保有会社 (株式会社に限る。 七 等保有会社以外の株式会社をいう。 年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定する完全子会社 金銭の新たな貸付け及び当該貸付けに係る金銭債権であって株式 が当該株式交換若しくは株式移転に際して割り当てる株式又は特 転により設立する完全親会社であって、特定中小企業等及び株式 をいう。 親会社(株式交換により完全親会社(同項に規定する完全親会社 をいう。第八号において同じ。)となる場合において、 している企業組合をいう。 定完全親会社がその義務を承継した新株予約権の取得及び保有 が株式交換又は株式移転により完全子会社(商法(明治三十) 株式等保有会社等(株式等保有会社及び組合がその持分を保有 以下この号において同じ。 以下この号において同じ。 以下この号において同じ。)となる株式会社又は株式移 以下この号において同じ。 に対する 特定完全

て利用を許諾することを含む。)する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関し九 特定中小企業等又は第三号の株式会社若しくは有限会社の所有

事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)の取同じ。)の出資の持分又は信託の受益権(特定中小企業等の営む匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下十一特定中小企業等(投資事業を営む者を除く。)を相手方とする

得及び保有

うもの
一うもの
一うもの
一方により、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行いるによる出資の価額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合による出資の価額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合

外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五十六項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであってイー外国法人であって、その発行する株式が証券取引法第二条第一

するものの取得及び保有する株式、新株予約権、新株予約権付社債等又はこれらに類似であって外国に備えられるものに登録されていないものの発行条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するもの

業を営む者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資又は投資事を営むことを約するものによって成立する組合若しくは外国に十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業

П

投資事業有限責任組合若しくは民法(明治二十九年法律第八

イ 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金業務上の余裕金の運用

機関の発行する債券の取得について政府が保証する債券をいう。)又は銀行その他の金融口、国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払

する債券に該当するものを除く。)の取得八、特別の法律により設立された法人の発行する債券 (口に規定

| 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

ホ 投資信託又は貸付信託の受益証券の取得

約束手形をもって表示される金銭債権の取得へ、譲渡性預金証書又は証券取引法第二条第一項第八号に掲げる

係機関(その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係す手形をもって表示される金銭債権の取得

団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の が主たる出資者となっている機関をいう。 外国の地方公共

金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得

特定組合の組合員の資格を有する者)

第十三条 該当する者とする。 法第六条の 第 一項の政令で定める者は、 次のいずれかに

- 適格機関投資家
- 資本の額又は出資の総額が一億円以上の会社
- が前二号又は次号から第七号までに掲げる者であるものに限る。 むことを約するものによって成立する組合 (その組合員のすべて 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営
- 基づく出資をする者のすべてが前二号又は次号から第七号までに 当該営業者を相手方としてその投資事業のために匿名組合契約に 及び匿名組合契約に係る営業者(投資事業を営む者であって、
- 私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号) 第四条第三号及

掲げる者であるものに限る。

外国の法令上前各号に掲げるものに相当する者

び第五号に掲げる学校法人

비 치 되 中小企業総合事業団

外国に所在する投資事業有限責任組合に類似する団体

役員及び使用人 当該特定組合の無限責任組合員が法人である場合におけるその

八(産業活力再生特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)

(削る)	は、次に掲げる額の (特定組合契約に関する 川川	11 一 二 組	7 I
第二号の政令で定める社債は、新	公に、 公に、 のとみなす投資事業有限責任組合の事業 のにおいて、組合契約(投資事業有限責 が一項第五号イ及び口の規定による取得の価額 のにおいて、組合契約(投資事業有限責 が一項第五号イ及び口の規定による取得の価額 が一項第五号イの規定による取得の価額 が一項第五号イの規定による取得の価額 が一項第五号八の規定による貸付けに係る残高 にはる出資の価額の合計額 による出資の価額の合計額	「「「「「「」」」」」」「「「」」」」「「「「」」」「「」」「「」」「「」」	₹ .

り当てたものとする。株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割

は、次に掲げる額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が、法第十六条の二第四項第八号イから二までに掲げる事業について

百分の五十に満たない範囲内において、

組合契約の定めるところに

行わなければならない。

法第十六条の二第四項第八号イから八までの規定による取得の

価額

び同号口の規定による出資の価額の合計額規定による出資の価額並びに同項第十一号イの規定による取得及規定による出資の価額並びに同項第十一号イの規定による取得及三、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第九号の

権若しくは新株予約権付社債等の取得及び保有において同じ。)が当該合併に際して割り当てる株式若しくは持分又は存続会社(株式会社に限る。)がその義務を承継した新株予約は存続会社(株式会社に限る。)がその義務を承継した新株予約であって、認定等会社(法第十六条の二第一項第一号に規定する

は特定完全親会社がその義務を承継した新株予約権の取得及び保 ・)が当該株式交換若しくは株式移転に際して割り当てる株式又 全親会社をいう。以下この号において同じ。)となる株式会社又 は株式移転により設立する完全親会社であって、認定等会社及び は株式移転により設立する完全親会社であって、認定等会社及び は株式移転により設立する完全親会社であって、認定等会社及び は株式移転により設立する完全親会社であって、認定等会社及び は株式移転により記立する完全親会社であって、認定等会社及び は株式移転により完全発会社(同項に規定する完 となる場合において同じ。)となる株式会社又 は特定完全親会社がその義務を承継した新株予約権の取得及び保

第五条 第十一条 (略)	新四条~第十条 (略) 第四条~第十条 (略) 第一条 法第二十九条の八の政令で定める組合は、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九村して投資事業有限責任組合契約に関する投資事業有限責任
であって、当該社債に係る債権又は金銭債権の債務者である株式であって、当該社債に係る債権又は金銭債権の債務者である株式であって、当該社債により消滅する場合における存続会社等であって、認定等会社等及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。)及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。)及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。)及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。)及び株式等保有会社以外をであって、認定等会社等及び株式等保有会社以外のものをいう。以下の号において同じ。)に営業を承継させる場合における当該を経会社がその債務を承継したものの保有(第一号及び第二号に承継会社がその債務を承継したものの保有(第一号及び第二号に承継会社がその債務を承継したものの保有(第一号及び第二号に承継会社がその債務を承継したものの保有(第一号及び第二号に承継会社がその債務を承継したものの保有(第一号及び第二号に承継会社がその債務を承継したものの保有(第一号及び第二号に承継会社が合成。)に営業を承継させる場合における存続会社(合併後存続を経済を承継とは金銭債権の債務者である株式を対象が合成を表する。	
又は第八号の規定により保有することとなった社債及び金銭債権 四 投資事業有限責任組合が法第十六条の二第四項第三号、第四号 有	

2 める。 \equiv 口に規定する負債及び資産の額の算定の方法は、 件のいずれかに該当する事業者 規定する認定経営資源再活用事業者又は法第九条第一項に規定す 前項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号 る認定事業革新設備導入事業者 に規定する関係事業者をいう。 下同じ。 二第一項に規定する認定共同事業再編事業者、 事業再構築(法第二条第二項に規定する事業再構築をいう。 (3) (2) 前事業年度前三年度のいずれかの事業年 (2) 前事業年度において生じた純損失の額 る割合が百分の二を超えるものであること。 前二号に掲げる事業者の関係事業者(法第二条第二項第一号イ 法第四条第一項に規定する認定事業再構築事業者、 の額を超えるものであること。 を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。 日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産 までの各年度に生じた純損失の額の合計額 前事業年度終了の日における欠損の額 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度)を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要 経済産業省令で定 法第七条第 法第五条の に 対 す 項に 以